

横浜シティ・エア・ターミナル(YCAT)への飲料等自動販売機設置等事業者公募  
標記件名にかかる質問について、次のとおり回答します。

	該当項目	質問内容	回答
1	電照看板広告掲出に関する契約書	当社都合であるが、電照看板広告掲出に関する契約について、4年9箇月間の契約ではなく、都度年度ごとに契約を締結することは可能か。	応じた貸付料(電照看板広告掲出料)支払金額に関する覚書をご締結いただければ、電照看板広告掲出に関する契約については、都度年度ごとに契約を締結することは可能です。
2	貸付料(電照看板広告掲出使用料)の支払時期・支払対象期間	各年度の使用開始時期前に当該年度分の貸付料(電照看板広告掲出料)を支払うのか。	はい、そのとおりでございます。 2021年度は応じた貸付料(年間電照看板広告掲出料)金額(3/4の額)をお支払いいただきます。2022年度以降は各年度上半期、下半期に分けて、お支払いいただきます。応じた貸付料(年間電照看板広告掲出料)金額の1/2の額ずつに分けます。お支払いの時期については、下記のとおりです。 2021年度分            2021年 6月頃 2022年度上半期分   2022年 3月頃 2022年度下半期分   2022年 9月頃 以降、この流れとなります。 なお、減免については、次問の回答をご参照ください。
3	貸付料(電照看板広告掲出使用料)の減免措置対応	各期間内自動販売機販売額がコロナ禍販売見込額に満たないときは、減免措置がされることになっているが、金額はどのタイミングで調整されるのか。	まず各期間内分の貸付料(電照看板広告掲出料)金額の全額を上記の時期にお支払いいただきます。当社が事業者様から提出された各期間内分の売上報告書を確認し、コロナ禍販売見込額に満たないときには、減免措置として、対象期間内の貸付料(電照看板広告掲出使用料)の30%分を返金いたします。 事業者様からの売上報告書の提出時期によりますが、減免措置対応は下記のとおりです。 2021年度分            2022年 4月頃 2022年度上半期分   2022年10月頃 2022年度下半期分   2023年 4月頃 以降、この流れとなります。

	該当項目	質問内容	回答
4	貸付料(電照看板広告掲出使用料)の減免措置対応	3の回答について、コロナ禍販売見込額に満たないときに30%返金となると事務処理が必要となり、対応が難しいため、その次の支払請求の金額から差し引いてもらうほうが都合がいい。請求書に詳細を記載したうえで、相殺することは可能か。	はい、相殺することも可能です。ただし、コロナ禍販売見込額確定前に次半期分の貸付料(電照看板広告掲出料)を請求いたしますので、相殺はさらに次の請求時の対応となりますので、ご了承ください。返金または相殺については、候補者決定後の手続きを進める際に、設置事業者様にお選びいただきます。
5	電照看板広告掲出費用に関すること	電照看板広告の掲出、維持管理及び撤去に係る費用は自販機設置業者が負担という認識でよろしいでしょうか。	掲出物の制作を含め掲出(設置)、維持管理及び撤去に係る費用は設置事業者様にご負担いただきます。施設管理者(当社)の都合による撤去等の対応が発生した場合には、当社が負担いたします。 なお、各電照看板広告の仕様に合わせた広告掲出物のデザインデータをご提出いただければ、当社が複数の事業者に見積合わせを行ったうえで、最も安い価格を提示した事業者に発注し、当社が費用を立て替えて制作・設置することも可能です。 ただし、その際に発生する費用は設置事業者様に請求いたします。 ※電照看板広告掲出物の制作・設置作業費等の費用は、現在、事業者に確認中です。近日中に当社ホームページに概算費用を掲載いたします。
6	使用機材に関すること	現在、YCATに設置している事業者が選定された場合、現行使用している機材を使用することは可能か。	【自動販売機】 仕様書2-(1)に記載の条件を満たしていれば可能です。ただし、仕様書2-(3)に記載のとおり、新硬貨・新札が発行・流通された場合には、対応機種への変更または部品交換を行うことで新硬貨・新札に対応できるようにしてください。  【電照看板広告】 現行の広告掲出物の劣化が認められない場合、同サイズのものについては、そのまま使用することは可能です。ただし、広告掲出物の移動(現掲出場所からの撤去及び新掲出場所への設置)に係る費用は設置事業者様にご負担いただきます。広告掲出物が劣化していた場合やサイズが異なる物については、新規に広告掲出物の制作・掲出(設置)費用をご負担いただきます。
7	自由提案に関すること	自由提案の内容(付加価値)はエリアAに対してだけ提案すればよいか。	自由提案は、自販機設置エリア等にかかわらず、設置事業者様のご判断でご自由にご提案ください。当業者選定委員会が各設置事業者様のご提案を総合的に判断し、採点いたします。

	該当項目	質問内容	回答
9	「5 電照看板広告掲出費用に関すること」 関連	項目5で後日、掲載するとしていた電照看板広告掲出の制作・設置作業費用(概算)	<p>概算費用は下記のとおりです。</p> <p>【電照看板広告電飾用フィルム制作(印刷)】 3か所 計4枚 60,000円(消費税別) ※データ完全支給を想定しています。 データの制作費は含まれません。</p> <p>【電照看板広告電飾用フィルム設置・撤去】 3か所 計4枚の設置及び撤去作業費用 合計 100,000円(消費税別)</p>
10			
11			
12			
13			
14			
15			